

道路運送車両法施行規則の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめるとともに、平成 11 年には「車両等の世界技術規則協定」に加入し、世界技術規則の制定をすすめているところです。

ここで、新たに「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」の制定案、二輪車等の制動装置に係る世界技術規則の制定案及びそれに伴う「二輪車等に係る制動装置に係る協定規則（第 78 号）」の改正案などが、平成 19 年 6 月上旬に発効される予定となっています。

これを受け、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）等を改正することとしているところであり、これらの「配光可変型前照灯」など自動車に組み込まれた装置（以下「システム装置」という。）の適合性を効率的かつ適確に審査するため、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項の規定により型式について指定を受けている自動車等、当該装置が基準に適合していることが明らかなものを除き、初めて受検する新規検査の際に当該検査を受検する者が保安基準に適合することを証する書面を提出することとします。

2. 改正概要

協定規則の新規採用及び改正の取り入れに伴う、道路運送車両法施行規則の改正事項は以下のとおりです。

(1) 対象とする者

(2)に掲げる自動車（第 16 条の一時抹消登録を受けたもの及び法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）について、新規検査等（法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査をいう。）を申請する者

(2) 対象とする自動車

(3)に掲げる基準の適用を受ける自動車（指定自動車等^{※1}を除く。）

(3) 対象とする基準

保安基準第 11 条第 2 項（衝撃吸収式かじ取り装置）、第 11 条の 2 第 3 項（イモビライザ）、第 12 条第 1 項（制動装置）、第 13 条第 1 項（連結車両の制動作動遅れ防止要件）、第 15 条第 2 項（衝突時等における燃料漏れ防止要件）、第 17 条第 2 項（衝突時等における燃料漏れ防止要件）、同条第 3 項（圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置）、第 18 条第 2 項（前面衝突時の乗員保護要件）、同条第 3 項（側面衝突時の乗員保護要件）、同条第 4 項（歩行者頭部保護要件）、同条第 5 項（オフセット衝突時の乗員保護要件）、第 20 条第 4 項（内装材の難燃性）、同条第 5 項（インストルメントパネル）、第 22 条第 5 項及び第 4 項（座席及び座席取付装置）、第 22 条の 3 第 2 項及び第 3 項（座席ベルト及び座席ベルト取付装置）、第 22 条の 4 第 1 項（頭部後傾抑止装置）、第 22 条の 5 第 1 項（年少者用補助乗車装置取付具）、第 25 条第 4 項（扉開放防止要件）、第 32 条第 8 項（配光可変型前照灯）、第 32 条第 9 項（反射器及び反射器並びに指示装置の取付装置）又は第 43 条の 5 第 2 項（盗難発生警報装置）等システム装置の技術的な要件

(4) 提出する書面

(3)に掲げる基準に適合するものであることを証する書面^{※2}

3. スケジュール

公布:平成 19 年 6 月上旬 予定

施行:平成 19 年 6 月上旬 予定

^{※1} 指定自動車等とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条第 1 号に定める、法第 75 条第 1 項の規定により型式について指定を受けた自動車、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定により認定を受けた自動車等をいう。

^{※2} 適合性を証する書面は、当該自動車を製作した者又は同装置を製作した者が(3)の基準に適合することを証明した書面（技術基準適合証明書）又は公的な試験機関が実施した(3)の基準に基づく試験を実施した結果を記載した書面（技術基準の試験成績書）を示す。